

# 意見書

「子どもたちが安全に安心して通える学校を求める取り組み」  
～子どもが教職員等から暴力(体罰・わいせつ行為・暴言等の学校内虐待)を受けないために～

千葉県知事 鈴木栄治 様  
千葉県教育委員会 御中  
教育長 澤川 和宏 様

千葉県内の公立小学校（以下「小学校」という）の教員（以下「教員」という。）が、自校の女子児童（以下「被害児童」という）に対し行った「わいせつ行為（以下「本事件」という）」について、本日（平成31年1月30日）被害児童・保護者は、同教員・当該自治体・千葉県を被告として、国家賠償請求事件を千葉地方裁判所に提起しました。

当ネットは、本事件の被害児童の保護者から『長女が通学する学校の教員からの「わいせつ行為」を受け、その対応を小学校・当該地方教育委員会（以下「地方教委」という）・千葉県教育委員会（以下「県教委」という）に求めているが適切に行ってくれない』と訴えがあり、その支援の要請を受け、県教委にも連絡して地方教委に保護者との話し合い場を持つように調整して、平成30年6月下旬に地方教委で行われた被害児童の保護者と弁護士等と小学校・地方教委・県教委との話し合いに立ち会いました。

本事件の小学校・地方教委・県教委のこれまでの対応を踏まえ、被害児童の支援者である当ネットは、千葉県及び県教育行政に対し、下記のとおり、その責任を問う見解を表明し、速やかな対応を求めます。

記

## 1、当ネットの基本姿勢

「教職員による児童生徒への体罰・わいせつ行為・暴言」等の不法行為は、被害者の子どもへの人権侵害あり、児童福祉への背信行為であり、その実態は「教職員による児童生徒への暴力（虐待行為・学校内虐待）」であると考えています。決して「教職員の不祥事」として終わらせる問題ではありません【資料1】参照。

特にわいせつ行為の実態は、教師という立場を巧妙に利用し濫用した悪質な性暴力（性虐待）であり性犯罪（強制わいせつ等）です。セクシャルハラスメントではありません。その結果、子どもの人としての尊厳・人格を一方向的に否定し、子どもの心とからだを壊すものであり、その後遺症で苦しみ、子どもの成長発達に深刻な影響を与えるものです。

この性暴力の対応の基本は、県教育行政が被害者の子どもの人権を保障するために、優先して子どもを保護した上で、侵された人権の回復のために専門家による医療的援助・福祉的・法的支援作業と共に、教職員等への服務上の処分で終わるのではなく、基礎的な子どもの人権問題の対策として、被害児童の意見表明権（子どもの権利条約第12条・意見を聴かれ、それを考慮される権利）を保障した上で「事実の解明・原因究明・是正措置・背景にある構造的な問題」まで踏み込んで検証し、被害児童・保護者への説明責任を果たす体制が必要です（学校内虐待対応プログラムの整備）。

児童福祉法・児童虐待防止法の趣旨からすると、わいせつ行為を受けた保護すべき児童生徒を発見したものは、速やかに児童福祉の専門家である児童相談所に通告し、その指導により先ず「わいせつ行為の加害者」である教員を勤務先の小学校から異動

させ、被害児童と加害教員と分離して被害児童を保護してから、教員を監督する当事者である地方教委ではなく、児童相談所が第三者・児童福祉の専門家として、加害者の教員に対し詳細な調査を行うべきです（児童福祉機関との連携の整備）。

本来、学校は児童生徒の教育を受ける権利（憲法第26条）を保障するために安心して学ぶ場でなければならず、その生命及び心身の安全を確保することが小学校・地方教委及び県教委に課された基本的な責務（児童生徒の学習環境の整備・提供義務、安全配慮義務）と通じるものです。

しかし、現行の児童虐待防止法では、「何人も児童に対し虐待をしてはならない（法第3条）」とするが、「児童虐待」は「保護者等の家庭内虐待（法第2条）」と定め、海外ではない限定をして、「教員の学校内虐待」は含まれていません【資料2】参照。

なお、県教委には、「わいせつ行為」を教育行政内部の「教職員の不祥事」として対応するに止まらず、性犯罪となるものであれば、地方公務員法上の懲戒処分で終わるのではなく、当該教員を刑事訴訟法（第239条2項）により捜査当局へ告発する義務を県教委自身が負っていることを明確にすべきです。

## 2、本事件についての小学校・地方教委のとした対応

小学校・地方教委は、県教委と同様に加害者側の教員の視点から「不祥事問題」と、「生徒指導上の問題」と把握していたために、問題の本質を見誤り適切な問題評価（アセスメント）が出来ていません。これとは反対に被害者側からの「子どもの人権・児童福祉の視点」での問題評価（アセスメント）を行なうならば、その実態が教員による児童への性暴力・性虐待（学校内虐待）であり、性犯罪であることが見えてくるはずですが。

小学校・地方教委は、被害児童の訴えそのものを信じて、優先して児童を保護するという「虐待対応」の基本を理解していません。この結果、わいせつ行為を認めないという教員の発言に拘り、教員を引き続き勤務させ、あろうことか被害児童の訴えそのものを信じるのではなく疑う姿勢を取り、教員を小学校から異動させて欲しいという切望を叶えないどころか、逆に被害児童を転校させようとしてきました。学校内虐待対応プログラムの未整備により被害児童を保護ではなく、対応をネグレクトしたのです。

現在、被害児童は、教員からのわいせつ行為により直接的な性虐待（著しい心理的外傷、PTSD・心的外傷後ストレス障害）の被害（一次被害）のみならず、このような被害児童の人権・児童福祉に反する小学校・地方教委の不適切な事後対応（ネグレクト）による被害（二次被害）に苦しんでおり、この二つの虐待により、小学校に通うことができず長期の不登校状態になっています。

## 3、本事件の支援活動に入る前に当ネットが取組んでいた請願活動等について

平成年30年に2月13日、当ネットは県教委に対し、教員が加害者となる児童生徒への体罰・暴言・わいせつ行為等の不法行為は、「教職員の不祥事問題」ではなく、被害者の子どもの人権擁護・児童福祉の視点からすれば紛れもない暴力・虐待問題（学校内虐待）である捉えて、その対応策の意見書として『「子どもたちが安全に安心して通える学校を求める請願書」～子どもが教職員等から暴力（体罰・わいせつ行為・暴言等「学校内虐待」）を受けないために～』（以下「請願書」という【資料3】参照）にまとめ、これを提出しています。

この取組みは、当ネットの学校問題（教員の体罰・わいせつ行為・暴言等の暴力・指導のあり方等）と児童福祉問題等における権利侵害で苦しむ子どもや親への相談・支援活動（子どもの人権擁護活動）の経験と、県内で平成29年度に発生した公立の

小中高の教員の「わいせつ行為」による県教委の懲戒処分数について、平成 29 年 8 月の教育長のメッセージ発表を踏まえたものです（最終的にわいせつ行為での懲戒処分数 10 名・18 歳以下の女子児童生徒に対する行為が 8 件で、その内、4 件が自校児童生徒に対する行為です。【資料 5】参照）。

また、同日千葉県知事に対し、この請願書を踏まえ、子どもの権利の侵害に関する相談及び救済の申し立てができる常設の第三者機関（子どもオンブズマン制度）を条例として整備することを求めた「申し入れ書」（以下「申し入れ書」という【資料 4】参照）を提出しています。

#### 4、県教委等の請願書についての対応・知事の申し入れ書についての対応

平成 30 年 6 月 6 日開催の千葉県教育委員会会議において、同請願の取り扱いの検討の結果を報告しました。(1)「わいせつ・セクハラ」「体罰」等は、地方公務員法等による懲戒処分の指針に基づき、必要な処分を行っている。不祥事根絶対策の取組みも継続して行っている。(2)事故の未然防止・被害を受けた子どもへの救済体制についても、既存の相談体制下で十分に対応している。(3)本請願に係る内容については、請願を受ける以前からすでに取り組んでおり、議会等の公の場ですでに県の立場を示していることから、請願の可否を委員会会議に諮らない。という見解を述べています。

また、千葉県知事は、「申し入れ書」に対し、一切回答・対応がありません。

#### 5、県教委等の請願書・知事の申し入れ書への対応の問題について

上記 4 に記載したとおり、当ネットの「請願書」を県教育委員会会議に諮る必要性がないとしましたが、その理由を当ネットが述べたように「教職員の体罰・わいせつ行為・暴言」等の不法行為は、被害者の子どもの人権擁護・児童福祉の視点から暴力・虐待問題（「学校内虐待」）として捉えるのではなく、従来通り「教職員の不祥事問題」であり、教員個人の問題であるとして、既存の教員への懲戒処分と児童生徒への相談体制で十分に機能しており、対応できているので、県教委の県民への責任は果たしているという姿勢です【資料 5 参照】。

しかしながら、本事件の被害児童は、県費職員であり当該自治体の地方公務員である教員から理不尽な人権侵害（セクハラ行為ではなく、性犯罪）を受けて深く心理的な傷を負うこと（PTSD・心的外傷後ストレス障害）になった直接的な一次被害（性虐待）のみならず、更に地方教委は被害児童を保護せず、被害児童の意見表明権も保障せず、被害児童・保護者への丁寧な説明責任も果たさず、児童虐待・児童福祉対応の基本を理解していない地方教委の不適切な事後対応（ネグレクト）による人権侵害（二次被害）を受け、長期の不登校状態になって苦しんでいます。これは県教委も虐待対応（性虐待）を理解しておらず、対応プログラムを整備していなかったため、地方教委への適切な助言ができず対応をネグレクトした結果です。

このような対応は、千葉県（浦安市も被告）が浦安市立小学校で知的障害ある女児児童に対し教員がわいせつ行為を行ったことによる国賠訴訟（東京高裁）で敗訴した 9 年前の平成 22 年当時と何ら変わっていません【資料 6】参照。これらのことから教育長の報告は事実と反しています。

県教育長は、このような本事件の小学校・地方教委と県教委の事後対応の問題性と向き合い、県教委の責任を果たすことが出来ていない現体制を組織として真摯に反省すべきであり、教員による性暴力・性虐待を防げず被害児童の人権（安全）を守れなかったことについて率直に認め、被害児童と保護者に謝罪するべきです。

## 6、まとめ

学校教育において、憲法・児童の権利に関する条約・教育基本法・児童福祉法・児童虐待防止に関する法律等の法令に基づき、子どもは、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成される環境で学習する権利が保障されており、「教育の地方自治の原則」により、地方教育行政（県教委・地方教委）はこれを実現するために、独自に「学校内虐待の対応プログラム」を条例・規則等に制定し、実施する責任があります。

さらに国及び地方行政（千葉県を含む）は、「国連・子どもの権利委員会」から児童の権利に関する条約に基づく勧告を何度もされているように、子どもの人権擁護のために「子どもの権利に関する包括的な法律の制定」や、「子どもの権利救済のための独立した機関の設置（子どもオンブズマン制度）」等を整備する責任を子どもたち一人ひとりに対して負っています（子どもの権利条約第3条・第4条・第12条、児童福祉法第1～3条・【資料7】参照）。

（因みに、平成28年5月26日参議院厚生労働委員会において、児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議として、「1、自分から声を上げられない子どもの権利を保障するため、子どもの権利擁護に係る第三者機関の設置を含めた実効的な方策を検討すること。」と提言されています。）

よって、千葉県知事と千葉県教育委員会・県教育長は、学校教育において「子どもの人権」が確実に保障され実現する責任を負っていることを社会的使命として自覚し、「請願書」と「申し入れ書」の趣旨を踏まえて、新たな子どもの人権擁護制度（子どもが教職員等から受ける「体罰・わいせつ行為・暴言等」の暴力は学校内虐待として、これを予防・対応・防止するために、虐待対応の体制）を整備すること及び、被害児童・生徒の意見表明権を保障するために、既に多くの自治体で作られている第三者機関としての「子どもオンブズマン制度」を速やかに整備し確立することを求めます。

【資料1】2016年（平成28年）11月23日付「朝日新聞・部活の体罰なくせるか・耕論・記事」

【資料2】米田修著「学校内虐待」体罰・わいせつ行為・暴言等と子どもの権利擁護制

度への提言（季刊教育法No.197・2018年6月128～131頁参照）

【資料3】2018年（平成30年）2月13日付「千葉県教育委員会・教育長に対する請願書」

【資料4】2018年（平成30年）2月13日付「千葉県知事に対する申し入れ書」

【資料5】平成30年3月「千葉県教育委員会・不祥事根絶に向けた教育長のメッセージ」

【資料6】2010年（平成22年）3月25日付「毎日新聞・千葉版・浦安わいせつ事件・記事」

【資料7】2017年（平成29年）6月23日付「毎日新聞・子どもの権利 侵害監視・記事」

2019年（平成31年）1月30日

NPO法人千葉子どもサポートネット 理事長 米田 修

（元・千葉県人権施策推進委員）

### 【参考送付】

文部科学大臣 柴山 昌彦 殿

本事件の問題性は、単に千葉県の教育行政だけのものではなく、国としても全国共通の課題であると思慮するので、文部科学省にも参考送付し、適切な対応を願うものです。

千葉市長 熊谷俊人 殿

千葉市は、昨年8月に市立小学校教員が自校の複数の女子児童らにわいせつ行為をしたとして「強制性交罪」で起訴され、現在千葉地方裁判所で刑事裁判（教員は起訴内容を認めている）を受けていますので、千葉市長にも参考送付し、適切な対応を願うものです。